

## 所得税及び復興特別所得税の 予定納税(第1期分)をお忘れなく

令和5年分の「所得税及び復興特別所得税」の予定納税(第1期分)の納期限は、**令和5年7月31日(月)**です。納期限までに、金融機関または所轄税務署の窓口で納付してください。

なお、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、ぜひご利用ください。

また、令和4年12月から利用可能となった国税のスマホアプリ納付も大変便利です。詳しくは国税庁ホームページの「スマホアプリ納付の手続」([https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone\\_nofu/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm))をご覧ください。

(注) 予定納税とは、前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、その年の「所得税及び復興特別所得税」の一部をあらかじめ納付する制度です。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

## 源泉所得税等の納期限と e-Taxによる納付手続

給与などの支払の際に徴収した所得税及び復興特別所得税(以下「源泉所得税等」といいます。)は、給与などを支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。

なお、納付すべき税額がない場合であっても、翌月10日までに給与所得・退職所得の所得税徴収高計算書(以下「納付書」といいます。)を税務署に直接提出してください。

源泉所得税等の納付または納付書を提出する際は、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して納付書の作成・提出から納付の手続を一度におこなえる簡単便利なダイレクト納付もご利用できます。

また、給与の支給人員が常時10人未満の事業所では、一定の手続をすることにより、源泉所得税等の納付を年2回にまとめて納付することができる源泉所得税等の「納期の特例」制度があります。

具体的には、次表を参照してください。

源泉所得税等の納期の特例制度	
区 分	納付期限
1～6月の支払の際に徴収した源泉所得税等	7月10日
7～12月の支払の際に徴収した源泉所得税等	翌年1月20日

※納付期限の日が、日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納付期限となります。源泉所得税等のことでお分かりになりにくいことがありましたら、国税庁ホームページの「令和5年版源泉徴収のしかた(令和4年12月)」をご覧ください。

([https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/shikata\\_r05/01.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/shikata_r05/01.htm))